

AppleCare+ for Apple Display AppleCare+ for Mac

1. 本プラン

本契約 (以下「本プラン」) は、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズに所在する Apple Japan 合同会社またはその権利相続人 (以下「Apple」) が、上記のプランに基づきお客様に提供するサービスを規定するものです。また本プランには、本書、お客様のプラン確認書 (以下「本プラン確認書」)、およびお客様が本プランを購入した際の領収書原本に記載されている条件が含まれます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Apple から本プランをご購入いただいた場合は、mysupport.apple.com/products で本プラン確認書を入手できます。

本プランに基づく利益は、準拠法に基づくお客様の権利、およびメーカーによるハードウェア保証や無償テクニカルサポートに追加されるものです。本プランの規約は、特に明記されていない限り、一定期間保証 (以下「定期プラン」) または年間保証 (以下「年間プラン」) かを問わず、同様に適用されます。

本プランは、次の機器 (総称して「対象機器」) を対象としています。(i) お客様の本プラン確認書に記載されている Apple ブランドの Mac コンピュータまたはディスプレイ (お客様の Apple ブランドのディスプレイに含まれていた、もしくは同時に購入された Apple ブランドのスタンドや VESA マウントを含む)、購入時のパッケージに含まれていた Apple ブランドのアクセサリ (以下「対象デバイス」)、(ii) Apple ブランドのマウス、Magic Trackpad、Apple ブランドのキーボード (対象デバイスに付属する場合、または Mac mini もしくは Mac Pro とともに購入された場合)、Apple ブランドの VESA マウントやスタンド (Mac の対象デバイスに付属する場合、または Mac の対象デバイスとともに購入された場合)、Apple メモリモジュール (RAM)、および Apple USB SuperDrive (以下「Mac アクセサリ」) (お客様がこれらの製品を対象デバイスの購入日の 2 年前以降に最初に購入し、対象デバイスとともに使用している場合)。

2. プランの期間と更新

プランの保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付 (以下「本プランの期間」) まで継続します。

年間プランの場合、お客様の本プランの期間は1年間となります。年間プランは毎年自動更新されますが、下記第 9 項「解約」に定める解約がなされる場合はこの限りではありません。修理部品が入手不可能であるために Apple が対象デバイスにサービスを提供できなくなる事態が生じ、Apple がお客様に書面で 60 日前に解約を通知する場合、または法令による要請があった場合などがこれに当たります。年間プランはすべての対象機器に利用できない場合があります。

定期プランの場合、お客様の本プランの期間は、本プラン確認書に記載されたとおり固定されます。Apple はお客様の定期プランを更新する義務を負いません。Apple が更新を提案する場合、Apple が価格と期間を決定します。

分割払いによる年間プランと定期プラン (利用可能な場合) の場合、お客様は初回プランの購入 (またはプラン支払いプロバイダによって他の方法で支払われない場合の最初のプラン支払い) に使用するクレジットカード、デビットカードまたはその他の認証された支払い手段 (Apple Pay など) (以下「支払い手段」) をファイルに保管して、各更新時期または分割支払い期日までに自動請求することに同意するものとします。お客様の支払い手段に何等かの理由で請求できず、お客様が適切な支払いを予定通り行わなかった場合、お客様のプランは支払期日で終了します。Apple は遅延支払いを受け付け、お客様のプランを遅延支払い日から継続させる権利はありますが、これを行う義務を負いません。

本プランの価格は、Apple、またはお客様が本プランを購入した別の販売業者 (以下「取扱店」) から発行された領収書原本に記載されています。

3. 対象範囲

3.1 不具合のある製品または劣化したバッテリーに関するハードウェアサービス (以下「ハードウェアサービス」)

お客様が、本プランの期間中に Apple に対し、材質上または製造上の不具合が対象機器に生じた旨、または充電式バッテリーを内蔵する対象機器に関して、対象デバイスのバッテリーの蓄電能力が本来の仕様の 80 % 未満になった旨のいずれかを通知することによって有効な請求を行った場合、Apple は、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を使用して無償で不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象機器を新品の交換用製品、または性能および信頼性において新品と同等の交換用製品と交換します。

本プランに基づいて提供されるすべての交換品は、元の製品と少なくとも機能的に同等のものです。Apple が対象機器を交換した場合、元の製品は Apple の所有物となり、交換品はお客様の所有物となって、本プランの残存期間の保証がその交換品に適用されます。Apple は、対象デバイスまたは元の部品が製造された国とは異なる国から調達された対象デバイスまたは交換部品をサービスに使用することがあります。

3.2 過失や事故による損傷に関するサービス (以下「ADH サービス」)

お客様が、本プランの期間中に Apple に対し、不測かつ不慮の外的事由 (落下や液体接触による損傷など) の結果生じた過失や事故による損傷 (以下「ADH」) により対象デバイスが故障したことを通知することにより有効な請求を行った場合、Apple は独自の裁量により、以下に記載するサービス料金にて、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の再生部品を使用して不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象デバイスを新品の交換用製品、または性能および信頼性において新品と同等の交換用製品と交換します。お客様が ADH のサービスを受けることを「サービスイベント」と呼びます。なお、以下の点にご留意ください。Apple がお客様に対して本プランの領収書原本に記載されている購入日を基準に 12 か月の期間につき 2 回のサービスイベントを提供することにより、ADH のサービスは終了し、本項に基づく Apple のお客様に対するすべての義務が履行されたこととなります。未使用のサービスイベントは失効し、その後の 12 か月間は新しい ADH サービスイベントが 2 回まで保証されます。本プランのその他すべてのサービスは、プランが終了するまで保証されます。

重要: ADH の対象外となるサービスについては、3 項をご覧ください。

各サービスイベントには、以下のサービス料が適用されます。

	Mac	Apple ディスプレイ
Tier 1 ADH サービスイベント	¥ 12,900	¥ 12,900
- 画面のみの ADH 損傷		
- 外部筐体のみの ADH 損傷		
Tier 2 ADH サービスイベント	¥ 37,100	¥ 37,100
- その他すべての ADH 損傷		

* 上記は税込料金です。

Tier 1 ADH サービスイベントの料金でサービスをご利用いただく場合は、Apple が対象デバイスのディスプレイまたは外部筐体を修理する上で妨げとなる、画面のみ (該当する場合) または外部筐体のみの損傷以外の損傷がないことが条件となります。お客様が Apple ブランドのディスプレイとともに使用している Apple ブランドのスタンドや VESA マウントの ADH 損傷は、外部筐体のみの ADH 損傷として扱われます。その他の損傷がある対象デバイスには、Tier 2 ADH サービスイベントの料金が請求されます。

購入国以外の国で本プランに基づくサービスをお求めになる場合、サービス料はその国の通貨でお支払いいただく必要があり、その国における料金が適用されます。各国で適用される料金などの詳細は、AppleCare+ のサポート Web サイト apple.com/jp/legal/sales-support/applecare/applecareplus/ をご覧ください。

3.3 テクニカルサポート

本プランの期間中、Apple はお客様に対して、対象機器に関する電話および Web によるテクニカルサポート (以下「テクニカルサポート」) を優先的に提供します。テクニカルサポートは、お客様が対象機器を購入した日から開始する Apple 提供の無償テクニカルサポートの期間終了後に開始されます。テクニカルサポートには、ファイルの保存、入手、管理などを含む、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、修復 (データの復元を除く) に関するサポート、システムエラーメッセージの説明、ハードウェアの修理サービスが必要な状況や ADH のサービスが適用される条件の判断が含まれます。また、サポート対象ソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび直前のメジャーリリースに関するサポートも提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリース番号形式によって、Apple が商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリースの形式でないものを意味します。

Apple テクニカルサポートの対象範囲は以下に制限されます。(i) 対象機器、(ii) Apple ブランドのオペレーティングシステム (以下「macOS」)、および対象機器にあらかじめインストールされている、または対象機器で機能するように設計されている Apple ブランドのソフトウェアアプリケーション (以下「コンシューマソフトウェア」)、(iii) Apple のサーバ用オペレーティングシステムソフトウェア (以下「macOS Server」) でのサーバ管理とネットワーク管理の問題に対する、グラフィカルユーザインターフェイスの使用、(iv) 対象機器への接続仕様を満たし、対象機器が対応するオペレーティングシステムを使用しているコンピュータやデバイスと、対象機器との接続に関する問題。なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

4.対象範囲外

4.1 ハードウェアサービスと ADH サービス

Apple は、ハードウェアサービスおよび ADH サービスの提供対象の国を、お客様が最初に対象機器を購入した国に限定する場合があります。

Apple は、以下に関するハードウェアサービスまたは ADH サービスを提供しません。

- (a) 通常の使用による経年劣化、または対象機器の機能に影響しない外観上の損傷
- (b) 予防保守
- (c) 紛失や盗難にあった対象機器の交換
- (d) 無謀行為、乱用行為、故意の行為もしくは意図的な行為、または通常ではない方法や Apple が意図していない方法による対象機器の使用によって生じた過度の物理的損傷 (製品がつぶれたり、曲がったり、浸水しているなど)
- (e) 対象機器または対象機器の修理中に提供される機器の設置、取り外し、廃棄
- (f) 対象機器ではない製品によって生じた損傷
- (g) Apple または正式な権限を有する Apple 担当者以外の手によって解体、修理 (アップグレードや拡張を含む)、改造、改変された対象機器の損傷 (原因を問わない)
- (h) お客様が対象機器を購入した後に本プランを購入した場合における、本プランの購入前に対象機器に生じていた状態
- (i) シリアル番号が改変されている、判読できない、または削除されている対象機器の損傷
- (j) 火災、地震、洪水、その他の類似する外的原因によって生じた損傷
- (k) 危険物の存在に起因する損傷。危険物とは、人間の健康に害を及ぼす生物的汚染物質やアレルゲンを指しますが、これらに限定されません

他社製の部品が取り付けられている場合は、お客様の保証範囲に影響が及ぶ場合があります。ハードウェアサービスまたは ADH サービスを利用する条件として、対象機器を、元の部品または Apple 正規交換用コンポーネントを含む完全な状態で Apple に返却する必要があります。この制限は、お客様の消費者法に基づく権利を侵害するものではありません。

4.2 テクニカルサポート

Apple は、以下の状況ではテクニカルサポートを提供しません。

- (a) 意図されていない用途または改造方法によって対象機器、macOS、コンシューマソフトウェアが使用または改造されている場合
- (b) ソフトウェアをその時点での最新バージョンに更新することで問題が解決する可能性がある
- (c) 他社製品に関するサポート、または他社製品が対象機器、macOS、macOS Server、コンシューマソフトウェアに与える影響や相互作用に関するサポート
- (d) コンシューマソフトウェアまたは対象機器の接続の問題に関連しないコンピュータまたは macOS の使用に関するサポート
- (e) macOS、macOS Server、コンシューマソフトウェア以外のソフトウェアに関するサポート
- (f) サーバ用の macOS ソフトウェアに関するサポート (対象デバイス上の macOS Server でのサーバ管理やネットワーク管理に関する問題に対してグラフィカルインターフェイスを使う場合を除く)
- (g) 「ベータ版」「プレリリース」「プレビュー」または同様の呼称が適用されているコンシューマソフトウェアに関するサポート
- (h) 対象機器に保存または記録されているあらゆるソフトウェアやデータの損害や損失に関するサポート (注: ソフトウェアプログラムおよびユーザデータの復元や再インストールは本プランの対象外)
- (i) 他社製の Web ブラウザ、メールアプリケーション、インターネットサービスプロバイダのソフトウェア、またはこれらを使用する際に必要な macOS の設定に関するサポート

5. サービスおよびサポートを受ける方法

サービスやテクニカルサポートは、Apple にお電話いただくか、support.apple.com/ja-jp にアクセスすることによってご利用いただけます。その際は、本プランの契約番号または対象デバイスのシリアル番号を提示していただく必要があります。また、Apple が求めた場合は、本プラン確認書、および対象デバイスと本プランの領収書原本を提示していただく必要があります。

6. サービスのオプション

Apple は、以下の 1 つまたは複数のオプションを通じてお客様にハードウェアサービスまたは ADH サービスを提供します。

(a) 持ち込み修理。持ち込み修理はほとんどの対象機器で利用可能です。持ち込み修理に対応する Apple Store 直営店または Apple 正規サービスプロバイダ (以下「AASP」) に対象機器をお持ち込みください。修理サービスは、店舗で行われる場合や、店舗が対象機器を Apple 修理サービス (以下「ARS」) の拠点に送付して行われる場合があります。お客様はすみやかに対象機器を引き取る必要があります。

(b) 出張修理。出張修理は、対象機器の設置場所が Apple 正規出張修理プロバイダの拠点から半径 50 マイル (80 キロ) 圏内であれば、多くのデスクトップ型コンピュータおよび Apple ブランドのディスプレイに対して実施可能です。以下に記載する通り、在宅自己交換修理サービスによって修理可能な特定の部品については、出張修理の対象となりません。出張修理を提供可能であると Apple が判断した場合、Apple は修理技術者を対象機器の設置場所に派遣します。サービスは、その場所で提供されるか、修理技術者が対象機器を AASP または ARS の拠点に配送して行われます。対象機器が AASP または ARS の拠点で修理される場合、Apple は、サービス終了後に、対象機器をお客様の設置場所に配送する手配を行います。修理技術者が予約時間に対象機器へのアクセスを許可されない場合、再度の出張訪問には追加料金がかかる場合があります。

(c) ピックアップ&デリバリー修理サービス。Apple が、お客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象となると判断した場合は、Apple の指定業者が対象機器の集荷に伺います。サービスが完了すると、Apple は対象機器または交換用製品をお客様に返送します。すべての指示に従っていただいた場合、Apple は、お客様の所在地からのピックアップ&デリバリーの往復送料を負担します。

(d) 在宅自己交換修理 (以下「DIY」) サービス。DIY サービスは、多くの対象機器で利用できます。このサービスでは、お客様自身が対象機器を交換修理できます。いずれの場合も、Apple は DIY サービスに伴うお客様の人件費を負担しません。DIY サービスが利用可能な場合は、以下のプロセスの対象となります。

(i) Apple が対象機器の交換済み部品の返却を要求するサービス。Apple は、対象機器の交換用部品の小売価格および該当する送料の支払保証のために、クレジットカードによる支払承認を求める場合があります。お客様がクレジットカード承認を行えない場合はサービスを利用できないことがあり、その際 Apple は、サービスのための代替案を提案します。Apple からは、対象機器の交換用部品、取り付け手順書 (必要な場合)、対象機器の交換済み部品の返却条件を記載した文書を送付します。お客様が指示に従っていただいた場合、Apple はクレジットカード承認をキャンセルします。製品または部品の代金およびお客様の所在地からの往復の送料が、お客様に請求されることはありません。交換された対象機器の部品が指示通りに返却されない場合や、サービス対象外の製品、部品、またはアクセサリが返却された場合は、信用照会分の金額をお客様のクレジットカードより引き落とさせていただきます。

(ii) Apple が、対象機器の交換された部品の返却を要求しないサービス。Apple からお客様に、対象機器の交換部品、取り付け手順書 (必要な場合)、交換された部品の廃棄条件を記載した文書を送付します。

詳細なサポートをお求めの場合は、Apple にお電話でお問い合わせください。電話番号は本書の末尾をご覧ください。

Apple は、お客様に対して修理や交換サービスを提供する方法、およびお客様の対象機器が特定のサービス方針の適用対象となるか否かを変更する場合があります。

サービスは、お客様がサービスを依頼する国で利用可能なオプションに限定されます。サービスのオプション、部品の在庫、対応にかかる時間は、状況によって異なる場合があります。購入国以外の国で対象機器に対するサービスを利用できない場合は、サービスが利用可能な国にてサービスを受けるための送料および取扱手数料を、お客様に負担していただ

く場合があります。購入国以外の国でのサービスをお求めになる場合、お客様には、輸出入に関して適用されるすべての法律および規制を遵守し、すべての関税、付加価値税、関連するその他の税金や諸費用をご負担いただくこととなります。海外でのサービスが行われる場合、Apple は製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

7. お客様の責任

本プランにおけるサービスまたはサポートを利用する場合、お客様は、以下の指示に従うことに同意するものとします。(i) 本プランの契約番号および本プランの購入証明書原本の写しを提供すること、(ii) 対象機器の問題の症状および原因に関する情報を提供すること、(iii) 対象機器の診断や修理に必要な情報の提供要請に対応すること、(iv) Apple から指示に従うこと、(v) サービスを依頼する前に、ソフトウェアを公表されている最新リリースに更新すること、(vi) 対象機器に保存されているソフトウェアおよびデータをバックアップすること。

Apple は、ハードウェアサービスの過程で、対象機器のコンテンツの消去、ストレージメディアの再フォーマット、対象機器の出荷時のソフトウェア設定およびその後のアップデートリリースの再インストールを行います。これにより、サービスの前に対象機器に保存されていたすべてのソフトウェアおよびデータが削除されることとなります。お客様の対象機器や交換用機器は、対象機器の出荷時の構成に、該当するアップデートを適用した状態で返却または提供されます。Apple は、ハードウェアサービスの一環として macOS のアップデートをインストールする場合があります。これは、対象機器が前のバージョンの macOS に戻るのを防ぐためのものです。macOS をアップデートした結果、対象機器にインストールされていた他社製アプリケーションが、対象機器との互換性を損なう場合や、正常に機能しなくなる場合があります。ほかのすべてのソフトウェアプログラム、データ、パスワードの再インストールについては、お客様が責任を負うものとします。

8. 責任の制限

準拠法により許容される最大限の範囲において、Apple および Apple の従業員とエージェントは、いかなる状況下でも、お客様またはその後の対象機器の所有者に対し、本プランにおける Apple の義務に起因する、プログラムやデータの復元/再プログラミング/複製の費用、データ機密性の損失、ビジネスの損失、利益/収入/想定されるコスト削減の損失などを含め (ただしこれらに限定されない)、間接的または結果的な損害に関して責任を負いません。準拠法により許容される最大限の範囲において、お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおける Apple および Apple の従業員とエージェントの責任は、本プランに対してお客様が最初に支払った金額を超えないものとします。Apple は特に、(i) プログラムやデータに対してリスクや消失を発生させることなく対象機器を修理または交換できること、(ii) データの機密性を保持すること、(iii) 製品が支障なく機能することまたは誤動作しないことを保証しません。

本プランによりお客様に与えられる利益は、消費者法の法令に基づいて提供されるすべての権利および救済に付加されるものです。これらの法令における責任が制限される範囲において、Apple の責任は、Apple 独自の選択により、対象機器の交換または修理、もしくはサービスの提供に限定されます。

9. 解約

9.1 解約に関するお客様の権利

お客様は、支払い方法や理由を問わず、いつでも本プランを解約できます。

(a) 対象デバイスの返却を伴う解約の場合

本プランの種類にかかわらず、(下取りに出す場合を除き) 元の販売チャネルの返却ポリシーで許可されるとおり、対象デバイスの返却とともに本プランを解約するには、対象デバイスを購入した元の販売チャネル (取扱店または Apple) にご連絡ください。本プランの料金の全額が、お客様 (本プランの支払いが金融機関によって行われていた場合は、その金融機関) に返金されます。

(b) その他すべての解約の場合

(i) 定期プランの場合

定期プランを解約するには、Apple にお電話いただくか、本プランの契約番号を記載した通知書を AppleCare サービス & サポート製品事務局 Apple メールセンター (〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ) 宛に送付して Apple に通知することにより解約できます。その際、お客様の通知には、本プランの購入証明書原本の写しを添付していただく必要があります。

現地の法律に特別な規定がない限り、以下のように解約払戻金が返金されます。

(A) 本プランの購入日と受領日のいずれか遅い方から 30 日以内に解約した場合は、本プランにおいて提供されたサービスの対価を差し引いた残額がお客様に全額返金されます。

(B) 本プランの受領日から 30 日目以降に解約した場合は、元の購入価格を比例配分した額がお客様に返金されます。本プラン購入日からの本プラン残存期間に応じて、元の購入金額から本プランにおいてお客様に提供されたサービスの対価を差し引いた金額がお客様に返金されます。

(ii) 年間プランの場合

年間プランは、以下の方法で解約することができます。

(A) 請求プラットフォーム (利用できる場合) を通じて年間プランの次の更新を解除する。

(B) 請求プロバイダ (取扱店または Apple) に電話して年間プランを解約する。

現地の法律に特別な規定がない限り、どちらの方法の場合も、最後に行われた支払いの対象年末日の午前 0 時まで解約が延期されます。年間プランは解約が行われた年の末日まで有効のままになり、解約による返金は行われません。年間プランを速やかに解約する場合は、請求プロバイダ (取扱店または Apple) に電話をする必要があります。年間プランの残りの有効期間の割合から、本プランでお客様に提供されたサービス額を差し引いた金額に基づき比例配分された金額を返金します。

年間の支払いが満額かつ適時に行われなかった場合は、お客様が本プランの解約を希望しているとみなされ、解約の払戻金は支払われません。

年間プランの支払いが第三者によって行われている場合、本プランを解約するにはその第三者にご連絡ください。Apple は、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.2 解約に関する Apple の権利

現地の法律に特別な規定がない限り、不正行為もしくは重要な虚偽申告があった場合、または Apple が対象機器の修理部品を入手できない場合、Apple は 30 日前に書面で通知することにより本プランを (Apple が自らのために、および保険会社に代わって) 解約することができます。現地の法律で許可される場合は、Apple が修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に応じた金額がお客様に返金されます。

9.3 承認される下取り

年間プランの場合、お客様が対象デバイスを Apple または Apple 正規取扱店に Apple 正規下取りプログラムの一環として、下取りに出す場合、当該下取りはお客様がご利用中の年間プランを解約する意思表示とみなされます。下取りの日付によって、お客様は、第 9.1(b) (ii) 項に基づく払い戻しを受ける権利を有する場合があります。

9.4 解約の効力

早期解約が有効になった時点で、本プランに基づく Apple のお客様に対する将来の義務はすべて消失します。

10.本プランの譲渡

お客様は、本プランにおけるお客様の権利のすべてを、1回に限り、第三者に対して永久譲渡することができます。ただしこの場合は、次のすべての条件を満たす必要があります。(i) お客様は当該第三者に対し、購入証明書原本、本プラン確認書、本プランの印刷物、本サービス契約を譲渡すること、(ii) お客様は譲渡通知を AppleCare サービス&サポート製品事務局 Apple メールセンター (〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ) 宛に送付することにより Apple に通知すること、(iii) 当該第三者が、本サービス契約の条件を受諾すること。さらに、年間プランについては、お客様がプランの購入代金を支払った場合を含め、被譲渡人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継いで履行するものとします。被譲渡人がその支払い義務を履行しなかった場合は、第 8.1 項に記載されている年間プランに関する解約条項がただちに有効になるものとします。譲渡について Apple に通知する際は、本プランの契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。

11.一般条項

(a) Apple は、Apple の義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができますが、その場合でも Apple はお客様に対する義務からは免責されません。

(b) Apple は、Apple の合理的な管理範囲を超えた事由による本プランの不履行または履行遅滞に関して責任を負いません。

(c) お客様は、本プランにおけるサービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。一部の地域では、本プランを利用できない場合があります。また、法律で禁止される場合は利用できません。

(e) Apple は、その義務の履行に際し、Apple による顧客対応の品質を監視する目的に限定して、独自の裁量によってお客様と Apple との通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランにおいて Apple に開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって機密または専有の情報でないことに同意するものとします。またお客様は、Apple がサービスを提供する際に、Apple がお客様に代わってデータを収集および処理することに同意するものとします。これには、Apple が、関連会社またはサービスプロバイダに対し、Apple カスタムプライバシーポリシーに基づいてお客様のデータを送信する行為が含まれる場合があります。

(g) Apple は、不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。お客様は、データ処理に関して Apple に指示する内容に責任を負うものとし、Apple は、本プランにおけるサービスおよびサポート義務を履行するために合理的に必要とされる、かかる指示を遵守することに努めるものとします。お客様が上記に同意されない場合、またはお客様のデータの処理についてご質問がある場合は、support.apple.com/ja-jp/HT201232 に記載されている Apple サポートの電話番号までご連絡ください。

(h) Apple は、apple.com/jp/legal/privacy/ に記載されている Apple カスタマープライバシーポリシーに従い、お客様の情報を保護します。お客様ご自身が、Apple が保持しているお客様情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、appleid.apple.com/jp にアクセスしてお客様の個人連絡先情報を更新するか、apple.com/jp/privacy/contact/ から Apple にお問い合わせください。

(i) 本プランの領収書原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的な条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様と Apple との完全なる合意を構成します。

(j) Apple は、本プランを更新する義務を負いません。Apple が更新を申し出る場合は、その料金および条件を Apple が決定します。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスを一切利用できません。

(l) 本プランの法律上/財務上の責任者は Apple です。

(m) 本プランは、日本の法律に準拠します。

(n) 本プランにおけるサポートサービスは、日本語でのみ提供されます。お客様は、本プランの規約および関連書類のすべてが日本語で解釈されることに同意するものとします。

お問い合わせ先

電話番号

各国の電話番号については、support.apple.com/ja-jp/HT201232 をご確認ください。

* 電話番号および営業時間は、変更される場合があります。フリーダイヤルは、すべての国で利用できる訳ではありません。

060721 AC+ Mac Japan v1.4 – Japanese